

盛土による災害防止のための中部連絡調整会議規約

(名称)

第1条 本会議は、盛土による災害防止のための中部連絡調整会議（以下「中部盛土連絡会議」という。）という。

(目的)

第2条 中部盛土連絡会議は盛土による災害防止のため、各自治体等（県、政令市及び中核市）における盛土規制法の施行状況、各自治体等における土砂条例、規則等の制定、改正、運用の状況、個別の違法盛土等に対する対応状況などに関し、各機関の取組みについて情報共有を図ることによって、関係機関相互の緊密な連携と協力を図ることを目的として設置する。

(活動内容)

第3条 中部盛土連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 各自治体等における盛土規制法の施行状況に関する情報共有・意見交換
- 二 各自治体等における土砂条例、規則等の制定、改正、運用状況等に関する情報共有・意見交換
- 三 各自治体等に存する個別の違法盛土等に対する対応状況についての情報共有・意見交換
- 四 盛土規制法の施行・運用に関する情報提供等
- 五 その他中部盛土連絡会議の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 中部盛土連絡会議は、次に掲げる機関の担当課長クラスで組織する。

- 一 中部地方整備局
- 二 関東農政局、東海農政局
- 三 関東森林管理局、中部森林管理局、近畿中国森林管理局
- 四 関東地方環境事務所、中部地方環境事務所
- 五 関東経済産業局、中部経済産業局
- 六 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 七 静岡市、浜松市、名古屋市
- 八 岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市
- 九 その他会長が必要と認める者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長に承認を得て構成員となる。

3 会議を傍聴する者は、次条に規定する会長に事前承認を得るものとする。

(会長)

第5条 中部盛土連絡会議に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、中部地方整備局建政部長とする。
- 3 会長は、中部盛土連絡会議を代表し、運営を統括する。
- 4 会長代理は、中部地方整備局建政部都市調整官とする。

(会議の招集)

第6条 中部盛土連絡会議の招集は、会長が行う。

- 2 会議は、年1回以上開催する。
- 3 構成員は、必要に応じて会長に会議の招集を要請することができる。

(事務局)

第7条 中部盛土連絡会議の事務は、国土交通省中部地方整備局建政部計画管理課が行う。

(決議)

第8条 会議において決議を必要とするときは、出席者の過半数をもって決定する。

(会議の記録・公表)

第9条 会議内容は記録し、会議後に以下の事項を公表するものとする。

但し、会長の判断又は決議により非公表とする場合はこの限りではない。

- 一 会議の名称、場所
- 二 開催日時
- 三 出席者（所属までとし、氏名は非公表とする）
- 四 議事次第
- 五 その他特記事項

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、中部盛土連絡会議の運営に必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

- 2 中部盛土連絡会議開催に係る諸謝金及び交通費等の支払いについては行わない。
- 3 本規約は第8条の決議により改廃する。

附 則

この規約は、令和4年8月1日より施行する。

令和5年9月11日に本規約を改正する。